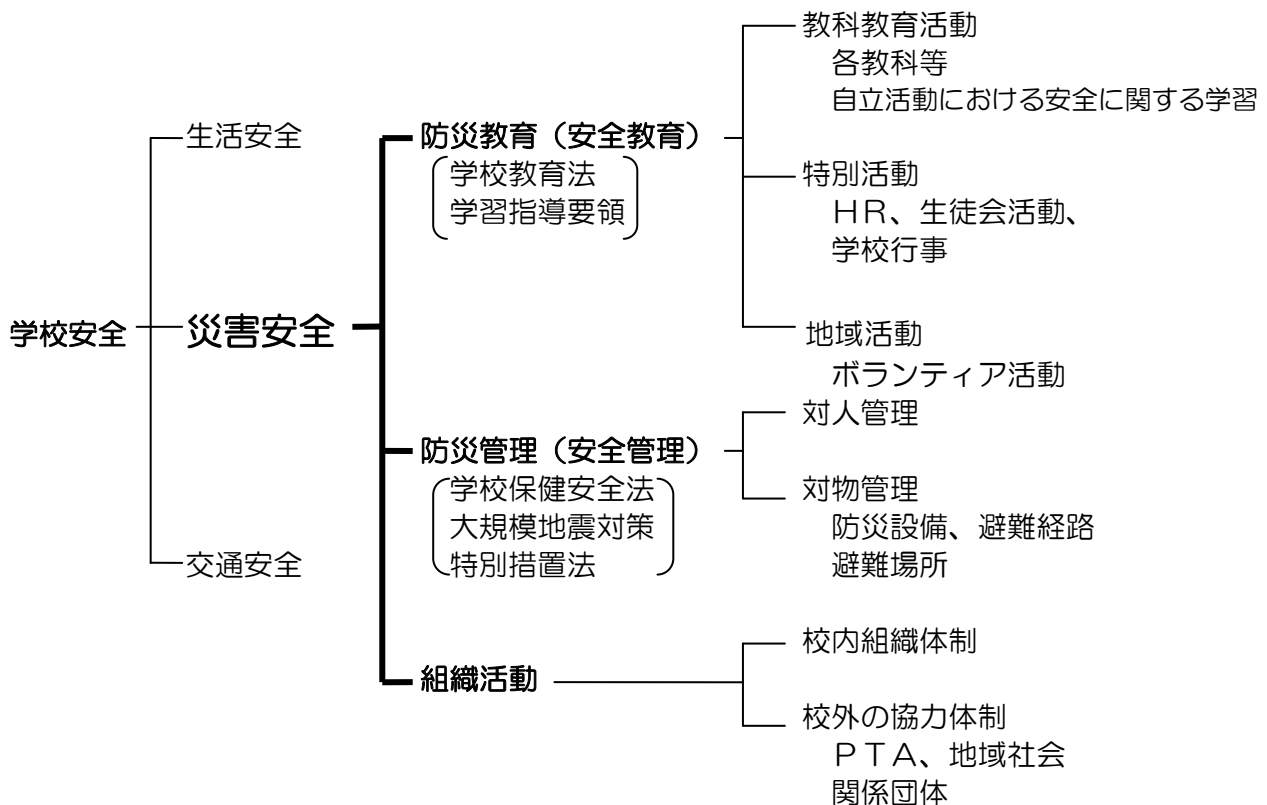


II 平常時の準備

1 防災教育の在り方



(1) 教職員の研修

東日本大震災を教訓にして以下のことを研修する。

- ア 地震、その他の災害について
- イ 教職員の安全確保と安否確認の方法について
- ウ 生徒の安全確保と安否確認の方法について
- エ 生徒の引渡し等の方法について
- オ 避難所の開設（初動）について

Q&A

Q	A
研修会の参考資料等がありますか。	①災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用） （平成22年3月 文部科学省） ②学校施設における非構造部材等の耐震対策事例集 （平成17年12月 国立教育政策研究所） ③地震による落下物や転倒物から子どもをたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～ （平成22年3月 文部科学省） ④緊急地震速報～まわりの人にも声をかけながらあわてず、まず身の安全を！！～ （平成21年11月 気象庁）

(2) 避難訓練等の教育（教科内指導を含む。）

- ア 防災教育年間計画
- イ 訓練計画
 - ・教職員の安全確認
 - ・生徒の安全確認
 - ・避難経路（校舎の耐震確認）・避難場所等の確認
- ウ 救護・応急処置

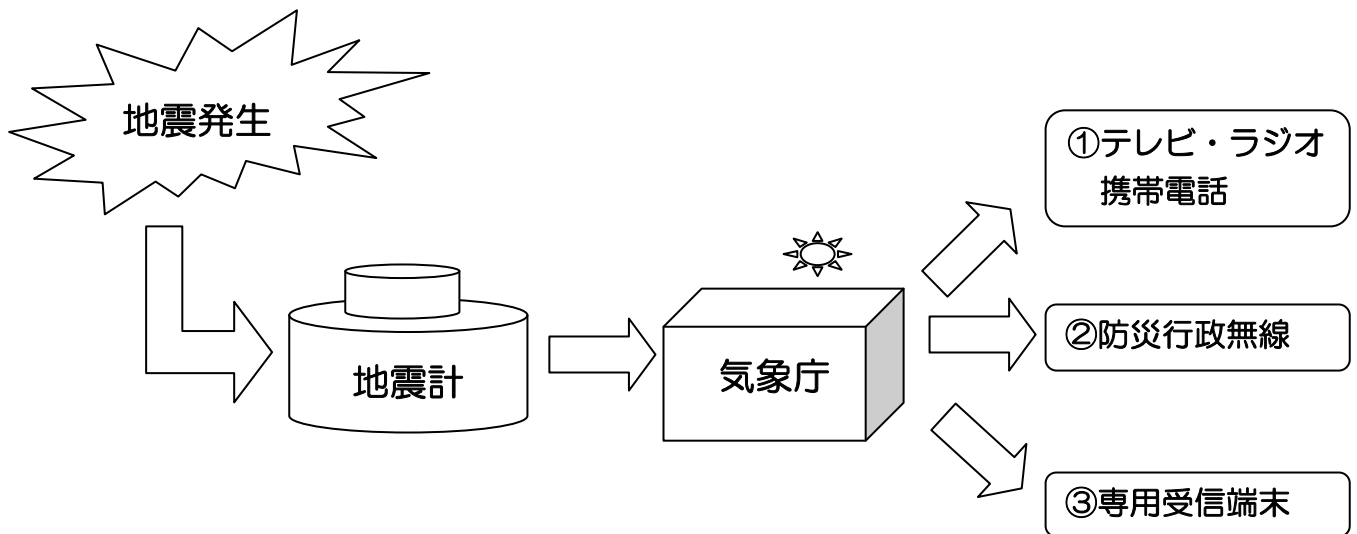
避難訓練
 【施設管理】消防法 第8条
 ◎学校に防火管理者を置かなければならない。
 【実施】消防法施行令第4条第3項
 ◎防火管理者は、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

(3) 緊急地震速報を利用した避難訓練

ア 緊急地震速報とは

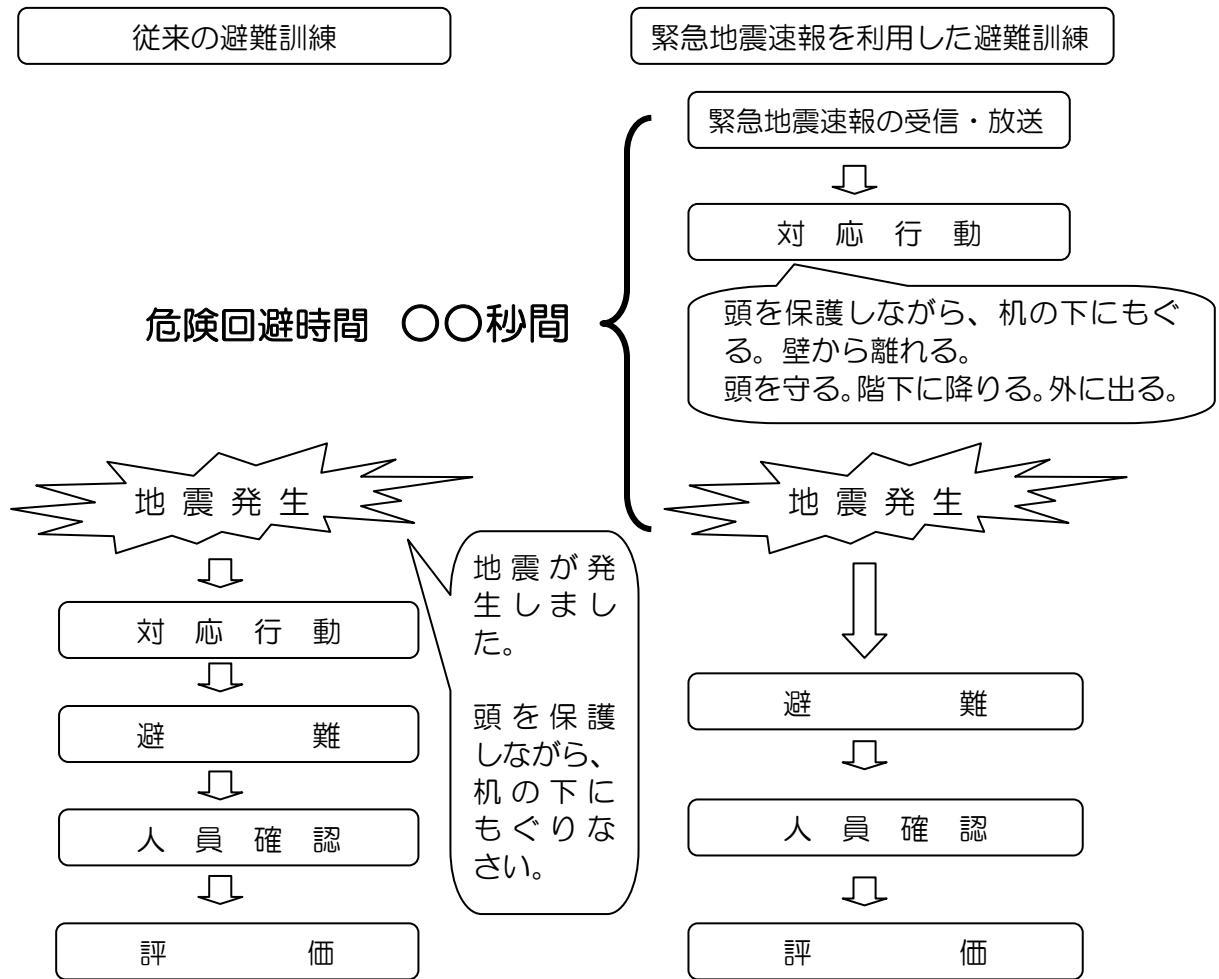
緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報である。

これにより、地震の強い揺れが到着するよりも早く、これから大きな揺れが来ることを知ることができる。



- ① テレビ・ラジオ・携帯電話に、震度5弱以上を予測した場合に、緊急地震速報（警報）を発表
- ② 防災行政無線により、準備の整った放送局や市町村（全国瞬時警報システムJ-ALERT）から放送が開始
- ③ 専用受信端末などでは、気象庁が発表する警報や予報のほか、独自に個別地点の震度を予測し、報知

イ 緊急地震速報を利用した避難訓練（従来の避難訓練との違い）



Q&A

Q	A
緊急地震速報を利用した避難訓練の計画例等がありますか。	熊谷地方気象台のホームページに、緊急地震速報を利用した避難訓練の学習方法の紹介がされています。 県教育委員会から訓練の様子を記録したDVDが配布されています。
緊急地震速報の専用端末機器がなくても訓練は必要ですか。	地震が来る前の数秒間に、何ができるのかを子どもの時から身に付けておくことが、将来的に大きな意味があります。 携帯電話等でチャイム音を聞く機会や、自宅でテレビを見ている場面、旅先等様々な機会、チャイム音を耳にした時に、反応できる力を育成することは、大変重要であり意義のあることです。

(4) 防災消火訓練計画

ア 防災消火訓練計画（全日制）

平成23年4月13日

保健環境部

平成23年度 県立川口工業高等学校 防災消火訓練計画（案）

1. 目的

火災、震災から身を守る方法と火災に対する初期消火の迅速且つ的確な行動を学習する。

- 2. 訓練実施日 4月15日（金）
- 3. 訓練実施内容 ○地震発生時の避難
- 4. 訓練時間 11:20～12:00
- 5. 避難場所 校庭（雨天時：新体育館）
- 6. 避難経路

HR棟の全生徒は、各階の玄関口からロータリーを通過して校庭に集合する。

☆雨天時の避難経路

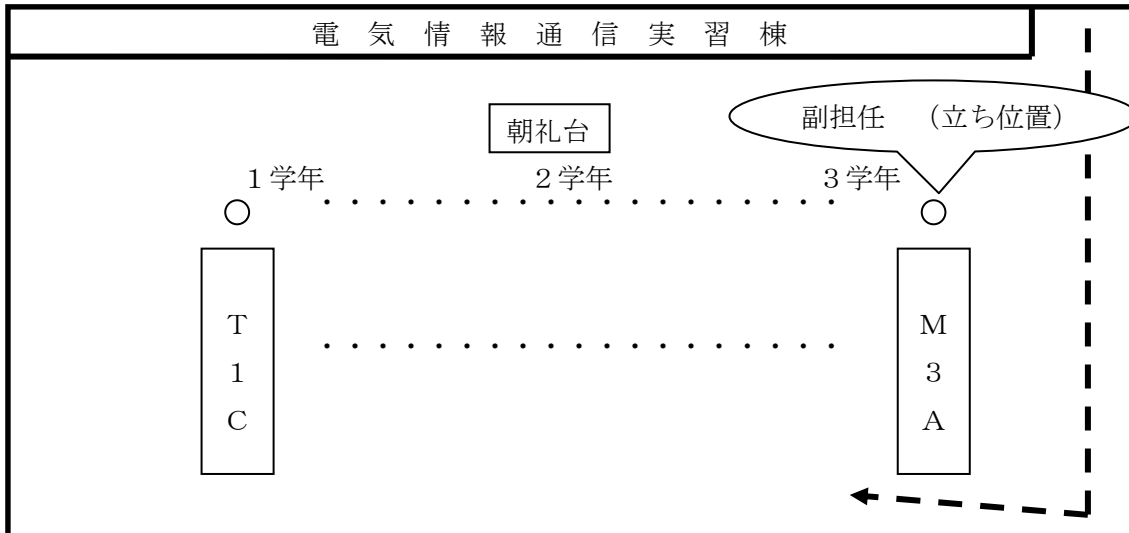
- HR棟1階の生徒は食堂前通路から機械科実習棟前を経て体育館に集合する。
- HR棟2階の生徒はHR棟西階段から降り、管理棟1階廊下を経て体育館に集合する。
- HR棟3階の生徒はHR棟西階段から2階へ降り、管理棟階段で1階へ降りて体育館に集合する。
- HR棟4階の生徒はHR棟西階段から3階へ降り、管理棟を経て電気電子実習棟階段で1階へ降り、体育館に集合する。

7. 避難方法（①～⑦の順に行動する）

- ①緊急放送（教頭先生）の内容を聞き避難開始。
- ②生徒は自教室前の廊下へ速やかに移動。（ストーブ使用時は必ず消火する。）
- ③各クラス出席番号順に、1列縦隊で整列。（最後尾は担任）
- ④整列後、HR棟各階の昇降口からロータリーを通過して校庭に移動。
（通常通り下足に履き替える）
- ⑤電気情報通信実習棟に向かって左側より1年生TCからMA、2年生、3年生も同様に、各学年の副担任の指導で、各クラス出席番号順に1列縦隊で整列。
- ⑥HR担任は点呼をとり、教頭に連絡する。教頭は校長に連絡。
- ⑦校長より

8. グランドでの整列隊形

下記図のとおり（体育館の場合もこれに準ずる）



12. 消火訓練

消火作業を体験する1学年代表クラスは、救助袋避難訓練をするクラスを除く6クラス（M1A、M1B、M1C、E1A、E1B、E1C）から各2名が行う。

消火作業指導は保健環境部および消防隊員が行う。（事前指導は保健環境部で行う）

13. 当日の時程（晴天時）

8:00	雨天判定
8:50~9:20	SHR、各教室にて担任から避難経路等の事前指導
9:20	緊急放送、避難開始
9:35	避難終了、点呼確認、各担任は教頭に報告
9:35~10:05	防災説明と実地体験（川口北消防署上青木分署）
10:05~10:10	学校長による講評
10:10~10:15	訓示 消防署代表
10:15	終了

当日の時程（雨天時）

8:50~9:20	SHR、各教室にて担任から避難経路等の事前指導
9:20	緊急放送、避難開始
9:35	避難終了、点呼確認、各担任は教頭に報告
9:35~10:05	防災ビデオ上映
10:05~10:10	学校長による講評
10:10~10:15	訓示 消防署代表
10:15	終了

14. 備考

【消防署準備】 煙中訓練用装備、消火器、ビデオソフトなど

【学校側準備】 放送機器、プロジェクター（雨天時）、ビデオデッキ（雨天時）

平成23年4月13日

平成23年度 県立川口工業高等学校 防災消火訓練の手順

1. 依頼その① (生徒への連絡・徹底をお願いします)

- 今回は訓練のためのルートだが、実際の場合、東側の教室はからは前川グラウンドへ避難する
- 速やかに整列・避難する
- 防寒対策を行う
- グラウンドに避難する際は、下足に履き替える
- 新体育館に避難する際は、体育館シューズを持参し、新体育館入口で履き替える

2. 依頼その② (先生方の徹底をお願いします)

- 教室の施錠・貴重品等の管理・ストーブの消火を確認
- 点呼後の報告を教頭に行う
- 副担任の先生は、グラウンド(新体育館)で誘導を行う

3. 当日の時程 (晴天時)

- | | |
|-----------------------|--|
| 8 : 0 0 | 雨天判定 |
| 8 : 5 0 ~ 9 : 2 0 | S H R、各教室にて担任から避難経路、グラウンドでの整列隊形等の事前指導 |
| 9 : 2 0 | 緊急放送、グラウンドへ避難開始
※救助袋による避難訓練を体験するE 1 A、E 1 B、E 1 Cの代表者(各2名)は電気情報通信実習棟4 Fへ移動
※ストーブの消火を確認し、各クラス出席番号順の1列縦隊で整列し、H R棟各階の昇降口からロータリーを通過してグラウンドに移動
※通常通り下足の履き替える
※グラウンドでは、電気情報通信実習棟に向かって左側より1年生T CからM A、2年生、3年生も同様に、各学年の副担任の指導で、各クラス出席番号順に1列縦隊で整列(ただし、消火訓練、煙中訓練体験者は先頭に) |
| 9 : 3 5 | 避難終了、点呼確認、各担任は教頭に報告
※報告のながれ
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;"> 各H R担任 → 教頭 → 校長 </div> (点呼確認終了後)救助袋による避難訓練 |
| 9 : 3 5 ~ 1 0 : 0 5 | 防災説明と実地体験 (川口北消防署上青木分署)
※消火訓練~煙中訓練の順に実施
※消火訓練はM 1 A、M 1 B、M 1 C、T 1 A、T 1 B、T 1 Cの代表者(各2名)
※煙中訓練は各クラス代表者(1名) |
| 1 0 : 0 5 ~ 1 0 : 1 5 | 学校長による講評、消防署代表による訓示 |
| 1 0 : 1 5 | 終了→教室に戻らず、そのまま校舎外大掃除に移行。(最初に避難のため外に出るときに、ゴミ袋や軍手など必要な物を持って出る) |

4. 当日の時程 (雨天時)

- 8 : 0 0 雨天判定
- 8 : 5 0 ~ 9 : 2 0 S H R、各教室にて担任から避難経路（下記参照）、体育館での整列隊形等の事前指導

☆雨天時の避難経路

- HR棟1階の生徒は食堂前通路から機械科実習棟前を経て体育館に集合する。
- HR棟2階の生徒はHR棟西階段から降り、管理棟1階廊下を経て体育館に集合する。
- HR棟3階の生徒はHR棟西階段から2階へ降り、管理棟階段で1階へ降りて体育館に集合する。
- HR棟4階の生徒はHR棟西階段から3階へ降り、管理棟を経て電気電子実習棟階段で1階へ降り、体育館に集合する。

- 9 : 2 0 緊急放送、新体育館へ避難開始
- ※ストープの消火を確認し、各クラス出席番号順の1列縦隊で整列し、上記の避難経路に従い、新体育館に移動
 - ※必ず、体育館シューズを持参し、新体育館入り口で履き替える
 - ※新体育館では、ステージに向かって左側より1年生TCからMA、2年生、3年生も同様に、各学年の副担任の指導で、各クラス出席番号順に1列縦隊で整列（集会時と同様）

- 9 : 3 5 避難終了、点呼確認、各担任は教頭に報告
- ※報告のながれ

各HR担任 → 教頭 → 校長

- 9 : 3 5 ~ 1 0 : 0 5 防災ビデオ上映
- 1 0 : 0 5 ~ 1 0 : 1 5 学校長による講評、消防署代表による訓示
- 1 0 : 1 5 終了→教室に戻り、校内大掃除

イ 防災消火訓練計画（定時制）

平成23年7月15日
保健給食係

平成23年度 避難訓練実施計画

- 1. 目的 震災から身を守る方法と迅速且つ的確な行動を学習する。
- 2. 訓練実施内容 地震発生時の避難（HR棟教室で地震に遭遇）
- 3. 訓練実施日 9月5日（月）
- 4. 訓練時間 19:10～19:40（2限目） ※終了後、クラス毎に解散
- 5. 避難場所 校庭（雨天順延）9月12日（月）2限目LHR
(18:45～19:15)
- 6. 避難経路 生徒はHR棟（各教室）→各階昇降口→ロータリー→グラウンドに集合する。
- 7. 避難方法 (①～⑦の順に行動する)

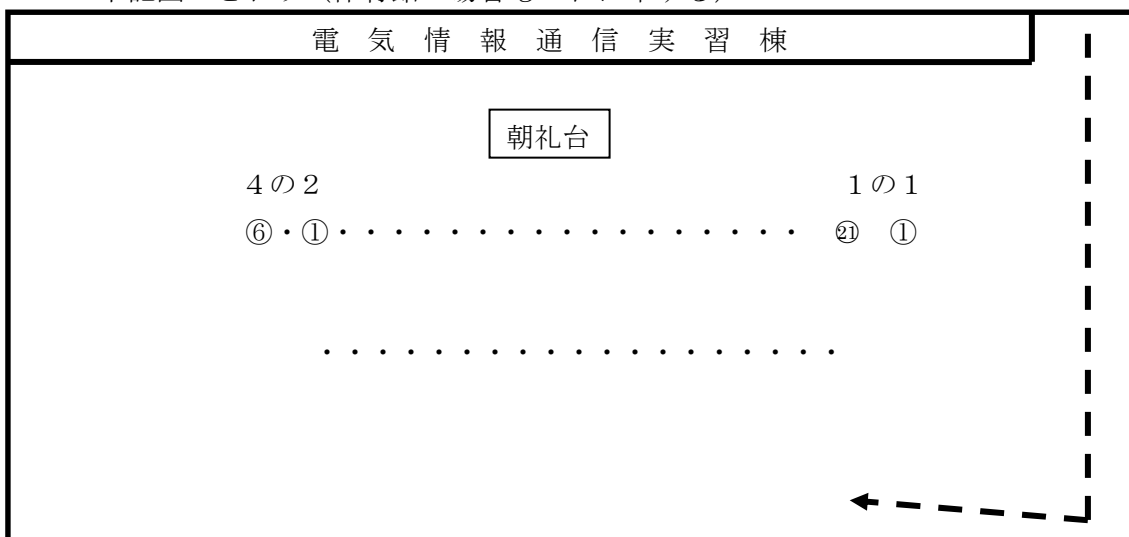


→揺れがおさまったら……

- ①緊急放送（教頭先生）の内容を聞き、避難開始。
- ②生徒は自教室前の廊下に速やかに移動。
- ③廊下へ出た順に、各クラス2列縦隊で整列（最後尾に担任または教科担当教員がつく）。
- ④整列後、HR棟各階の昇降口からロータリーを通過してグラウンドへ移動。
- ⑤電気情報通信実習棟に向かって右側より〈1の1〉～〈4の2〉と、
担任の指導で出席番号順に2列縦隊で整列。
- ⑥HR担任は点呼をとり、教頭に連絡する。教頭は校長に連絡する。
- ⑦講評 管理職より

8. グラウンドでの整列隊形

下記図のとおり（体育館の場合もこれに準ずる）



9. 当日の日程

16:45 職員打ち合わせ時に雨天判定 () は9月12日の場合

19:10 **1. 担任・副担任は各教室へ入る(下足を持参)**
(18:45) ◎生徒への指導

* 避難訓練の経路について説明 * 貴重品は携帯する

19:15~  の放送 (教頭先生)
(18:50)

2. 担任は、生徒へ地震発生時の対応等を指導する。

◎地震が発生したら、落下物、ガラスの破片から頭部や足を守る。

* 机下に入る * 座布団や教科書などを頭上にのせる等。

* 停電する可能性あり。避難経路が暗い。

◎出入り口の確保。

◎きょうは、昇降口で外履きに履き替えてグラウンドへ移動する等々。

19:20~ **3. 緊急放送(教頭先生)を聞いて、避難開始**
(18:55) **(先頭は副担任、最後尾は担任)**

◎廊下へ出た順に2列縦隊で整列させる。

◎昇降口へ向かう。

* 3階…3の1の引率教員(山口先生)は、女子トイレ・男子トイレの確認を行う。

* 2階…2の2の引率教員(松本先生)は、女子トイレ・男子トイレの確認を行う。

◎昇降口で外履きにはきかえて、グラウンドへ移動する。

4. 電気情報通信実習棟に向かって右側より<1の1>~<4の2>と、各クラス出席番号順に2列縦隊で整列。

19:25 **5. HR担任は点呼をとり、教頭に連絡する。(教頭は校長に連絡。)**
(19:00)

19:30 **6. 講評 管理職より**
(19:05)

19:40 クラス毎に解散(SHR)

(19:15) ◎生徒は、教室に戻り、荷物を持って下校する。(9月12日は教室に戻る。)

10. 係分担

①緊急放送担当……教頭

②クラス避難誘導担当……担任・副担任

◎各クラス 持参するもの…出席簿・避難訓練実施計画

4の2	4の1	3の2	3の1	2の2	2の1	1の2	1の1
相原	戸澤	関口	山口	松本	森	荻野	倉成
川本	田中	五味川	谷島	國井	新井	遠藤	佐藤

福田（2階昇降口） 大倉（3階昇降口）

③グラウンド 教頭・菅原・望月・(大倉)

◎避難時間の計時（保健給食係）

1 1. その他

放送機器の準備等 菅原・大倉・望月

2 学校災害対策本部の整備（地震発生時を想定）

(1) 授業日（震度5弱以上に対応）

学校は、震度5弱以上の地震が発生した場合、直ちに学校災害対策本部を設置し

初期対応を実施する。

そのためには、教職員全員が勤務校の学校災害対策本部体制を十分に理解し、組織的な対応がより図られるよう事前の準備が重要である。

ア 教職員組織 (全体)

学校災害対策本部 本部長 (校長) (学校災害対策本部設置場所: 応接室)

副本部長 (全・定の教頭) . . . 情報収集・連絡調整

避難誘導班 (授業担当教員・担任・(副担任))

安否確認班 ———— 生徒安否確認 (担任・(副担任))

教職員安否確認 (教務主任)

安全確認班 ((全) 生徒指導部 (定) 生徒会)

救助班 ((全) 保健環境部・
(定) 生徒指導)

救護班 ((全) 保健環境部・
(定) 保健給食)

応急復旧班 ((全) 進路指導部 (定) 教務)

保護者対応班 ((全) 渉外部 (全) IT部
(定)・渉外 (全) (定) 事務職員)

副本部長 (事務部長) . . . 情報収集・連絡調整

普通教室棟確認班 (教室) ((全) (定)・担任 (副担任))

特別教室棟確認班 ((全) 教務主任 (定) 担当課長)

特別教室 ((全) (定) 各教室) 責任者

管理関係室 ((全) 教務部責任者
(定) 担当課長)

電気・情報通信実習棟 ((全) 電気・情報通信) 科主任
((定) 電気科) 科主任

機械実習棟・鍛造実習室 ((全) (定) 機械) 科主任

食堂 ((全) 事務担当者 (定) 栄養技師)

家庭科実習棟 ((全) 家庭科主任
(定) 担当課長)

体育施設 ((全) (定) 保健体育) 科主任

避難所設置支援班 ((全) 生徒会部 (定) 事務職員)

イ 学校災害対策組本部職員組織表 (全日制)

オ 学校火元責任者（定時制）

事務室	田中
保健室	望月
業務主任室	石原
視聴覚室	戸澤
図書室	山口
定時制職員室	高橋
理科講義室	福田

物理室	福田
食堂	宮浦
定時制体育教官室	森
定時制電気準備室（管理棟3階）	荻野
定時制電気準備室（電気棟3階）	五味川
定時制機械準備室	新井

※ 機械類型、電気類型の各実習室、準備室には、その実習の担当の者がそれぞれ火元責任者になる。
 になる。



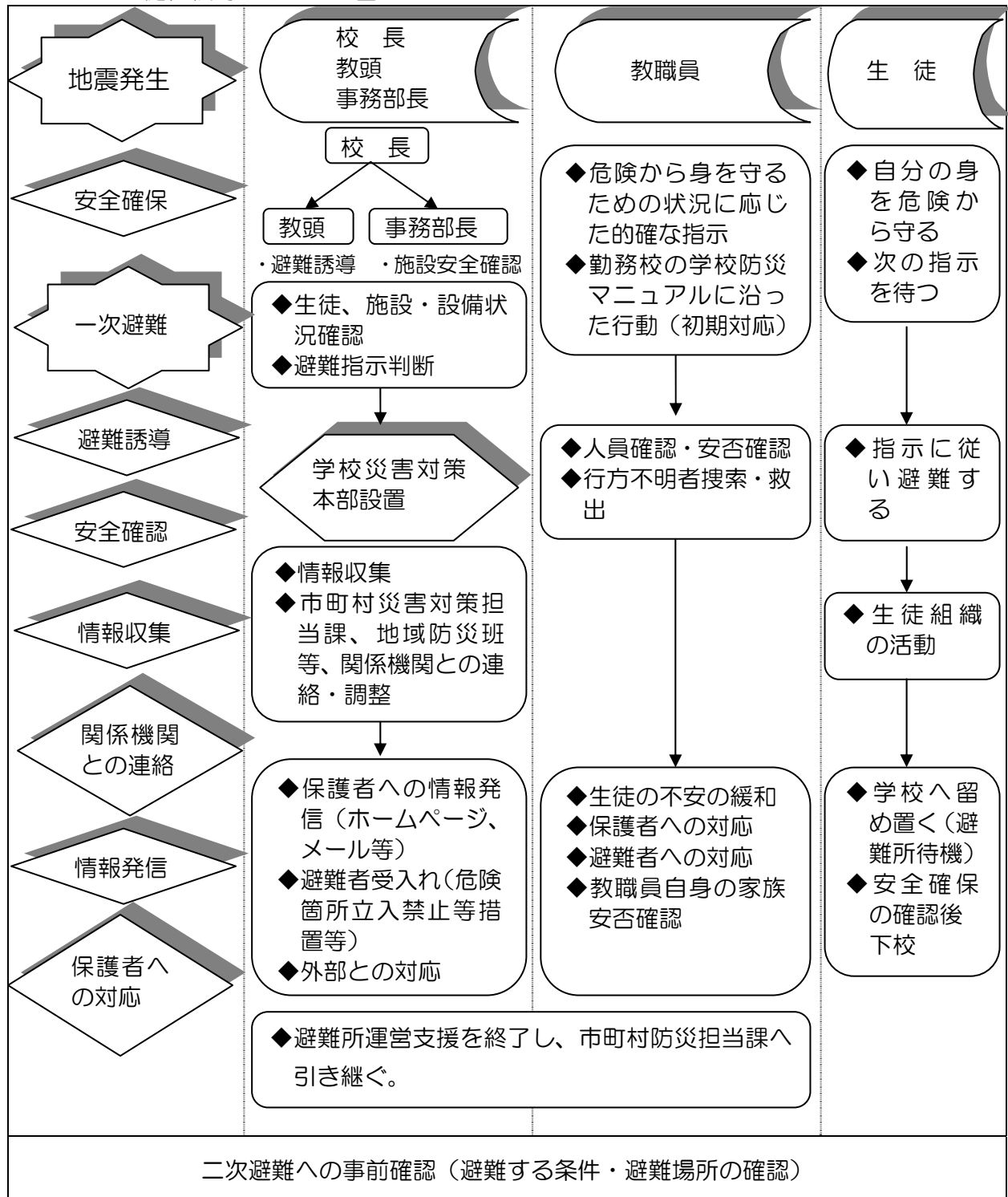
II 平常時の準備

役割分担	主な活動内容	事前の準備
本部長 副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○校内の災害状況の把握 ○対策の決定、指示 ○生徒、教職員の安全確保 ○各班との連絡調整 ○非常時持出し書類の搬出 ○市町村教育委員会及び市町村防災担当課との連絡調整（必要物資要求等） ○地域防災拠点としての運営支援 ○災害対策本部用日誌への記録 ○必要物資の要求 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の実施、日常の確認・点検 ○持出し書類、物品の確認 ○市町村教育委員会、市町村防災担当課、地域防災担当者との確認 ○災害対策本部用日誌 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○報道対応準備
避難誘導・ 安否確認班 （授業担当教員）	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の安全確保 ○負傷者の有無の確認 ○一次避難場所への避難誘導・整列指示 ○生徒・教職員の安否確認 ○名簿による確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の避難経路確認、指定 ○避難経路図作成（複数） ○校内避難経路矢印表示 ○確認名簿
安全確認班	<ul style="list-style-type: none"> ○火災があった場合の初期消火 ○校内被害状況点検・整備 ○二次災害危険防止の措置 ○二次避難場所への経路確認・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な安全点検の実施 ○消火用具の準備・管理 ○二次避難場所対策
救助班	<ul style="list-style-type: none"> ○数チーム編成による活動 ○負傷者の救助 ○行方不明者の搜索 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内略地図 ○軍手、ヘルメット、マスク ○救出用用具
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当 ○応急手当の記録 ○医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当用備品確保・管理 ○記録用紙 ○医療的なケアが必要な生徒への対応
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ○施設等の構造的被害状況の把握 ○危険箇所の処理 ○危険箇所の立入禁止表示 ○授業教室の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧に必要な機材、用具の確保・管理 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○被害調査票
保護者対応班	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し場所の確認・指定 ○引渡しカードによる身元確認の後、保護者・代理人への引渡し ○保護者への情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の引渡しカード作成、回収・確認 ○確認名簿 ○引渡し配置図
特別教室棟確認班	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の確認 ○危険箇所の処理 ○危険箇所の立入禁止表示 ○授業教室の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧に必要な機材、用具の確保・管理 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○被害調査票
避難所設置支援班 （応急対策業務）	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村防災担当課、地域防災拠点委員との連絡・調整 ○避難者の受付 ○立入禁止区域の設定・表示 ○受入れ場所の開放、表示 	<ul style="list-style-type: none"> ○名簿用紙 ○表示関係 ○校内配置図 ○市町村、地域との事前確認

キ 班活動の留意点

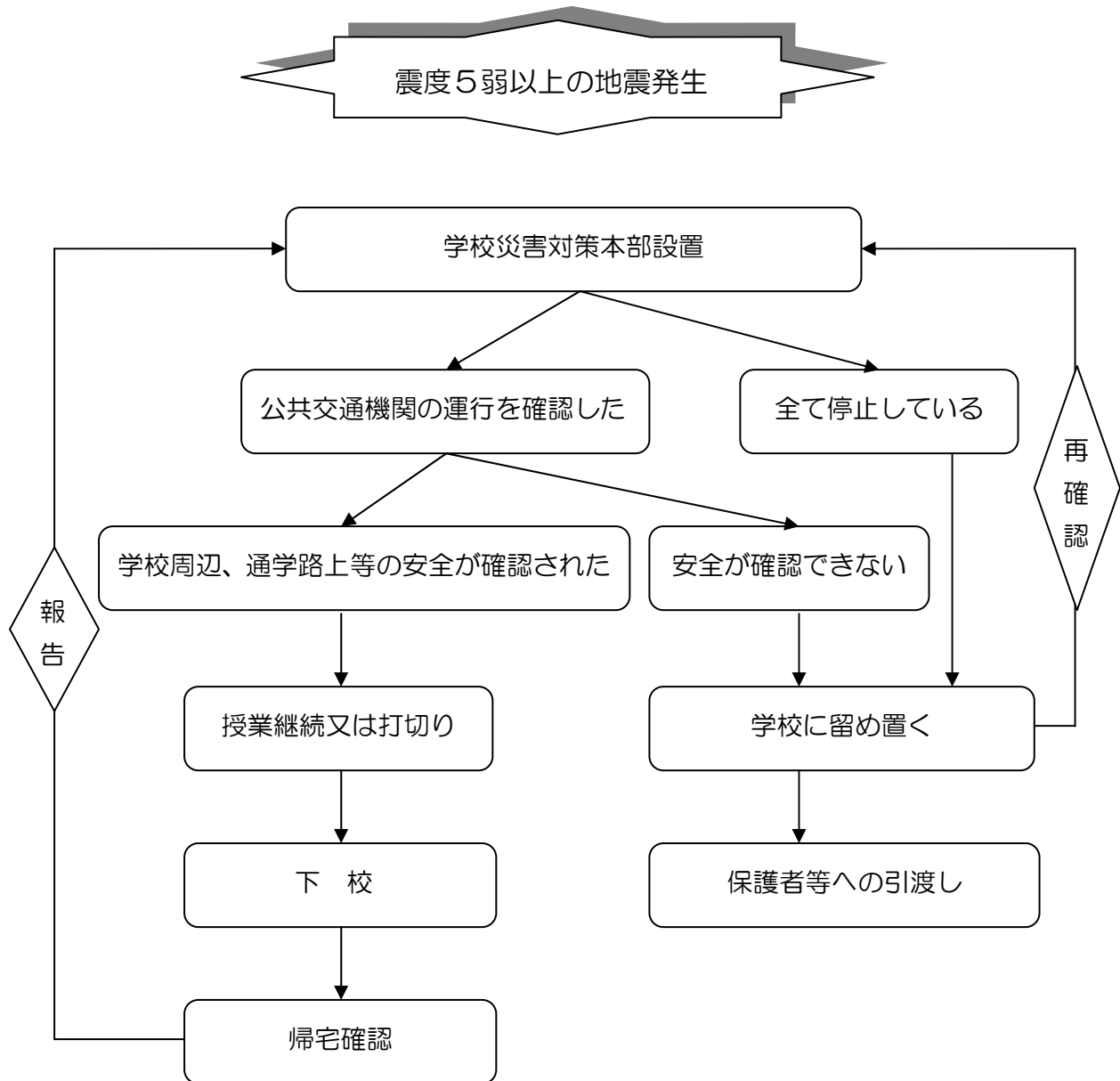
- ・班編成、名称等については、各学校の教職員数等を考慮し実態に応じて編成する。
- ・平常の準備を通して、各班の核となる担当者（責任者）を定め進めていくが、震災発生時は臨機応変に対応できるように教職員全体の共通理解を図る。
- ・震災発生時は、各班との連携を十分に図り、組織が一体となった活動を展開する。

ク 生徒在校時のイメージ図



ケ 生徒の下校及び保護者への引渡しについて

公共交通機関（電車・バス）を利用して通学している生徒については下記のとおり対応する。



※徒歩又は自転車で登校している生徒は、道路状況の安全を十分に確認・把握した上で判断する。

Q&A

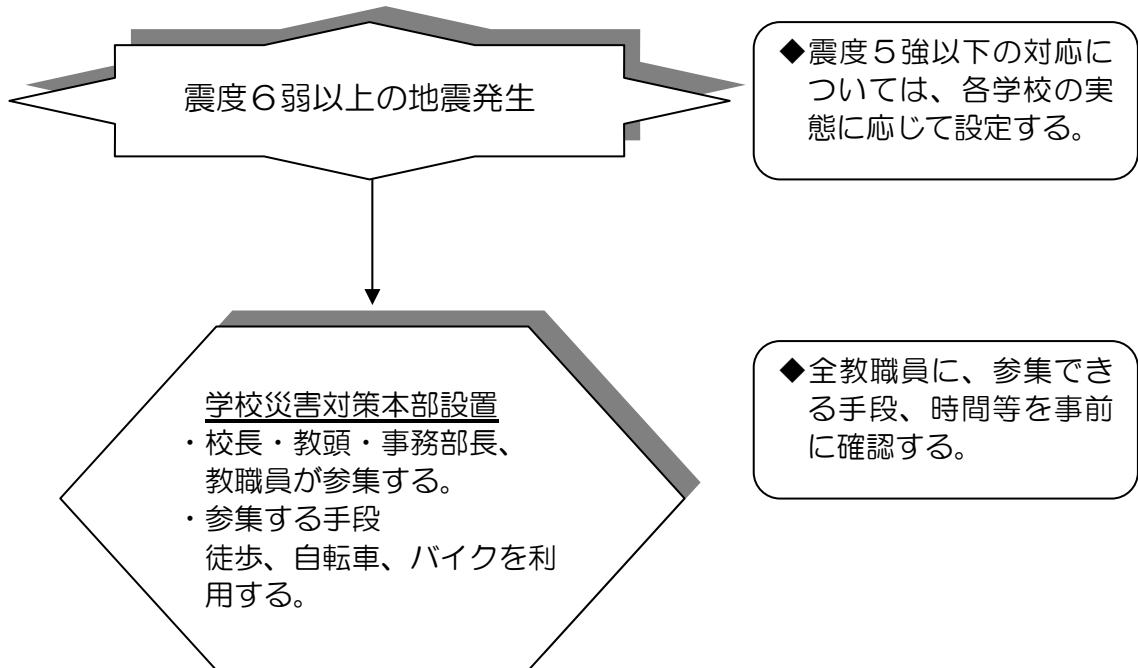
Q	A
一次避難場所を校庭としているが、雨等、悪天候の場合どのように対応すれば良いですか。	体育館、集会室等、ある程度人数が収容でき安全が確保できる場所への避難が考えられます。各学校の規模（施設や生徒数）により、様々な状況に対応できるよう複数の案を考えておく必要があります。
生徒の組織活動は必ず行わなければならないのですか。	各学校で段階的・計画的に訓練の中に組織活動を導入するなど、日頃からの取組が必要です。
引渡しの基準でない震度でも引き取りに来た保護者へはどのように対応すれば良いですか。	心配な保護者は引き取りに来ることが十分に予想されるため、あらかじめ教職員全体で共通理解しておくことが必要でしょう。

(2) 夜間・休日等（震度6弱以上に対応）

ア 教職員組織（P8を参照）

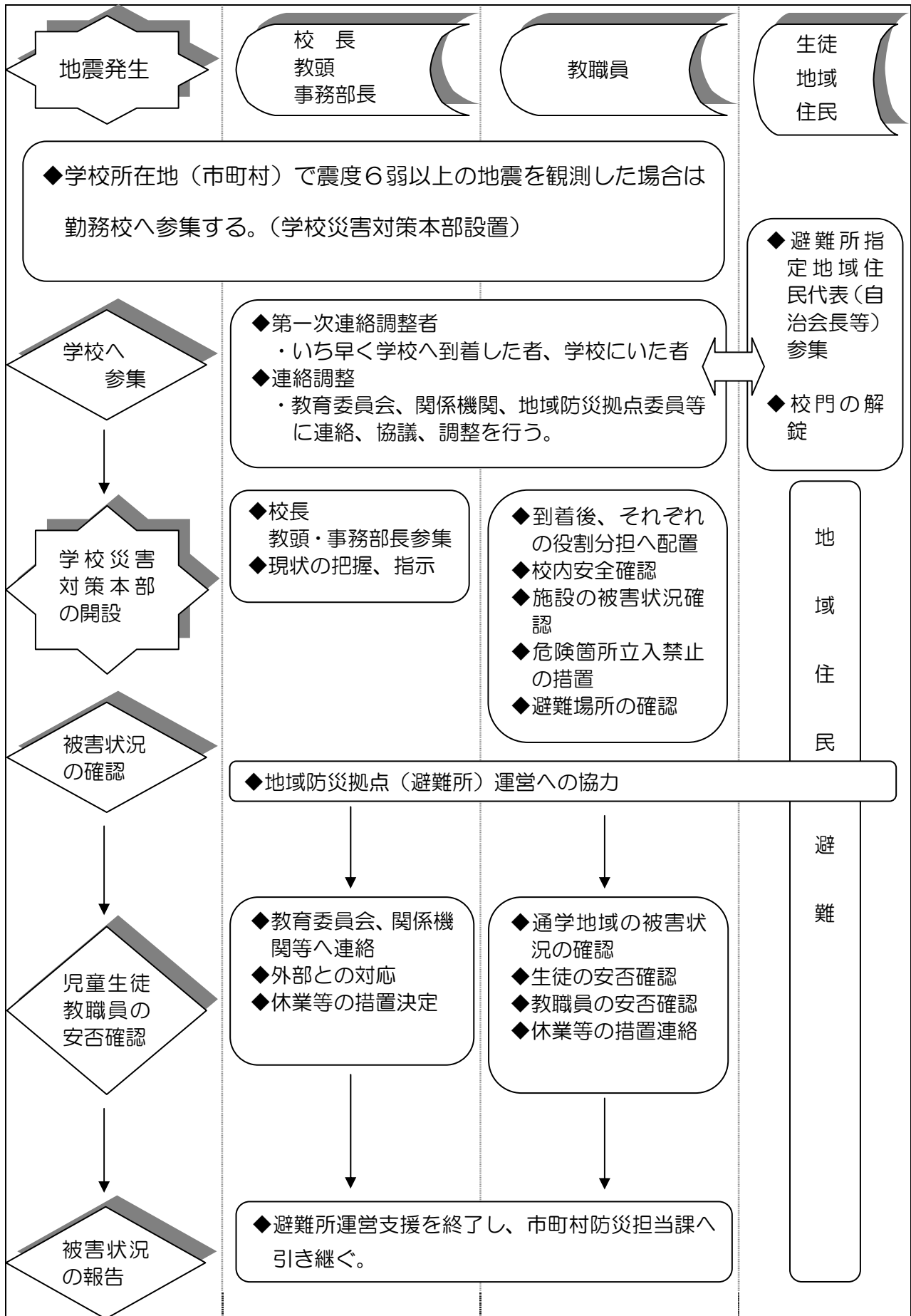
校長・教頭・事務部長が到着するまでは、早く到着した教職員が代行する。
また、どの教職員でも代行できるよう事前に十分な確認を行う。

イ 学校参集の基準



KOBATON

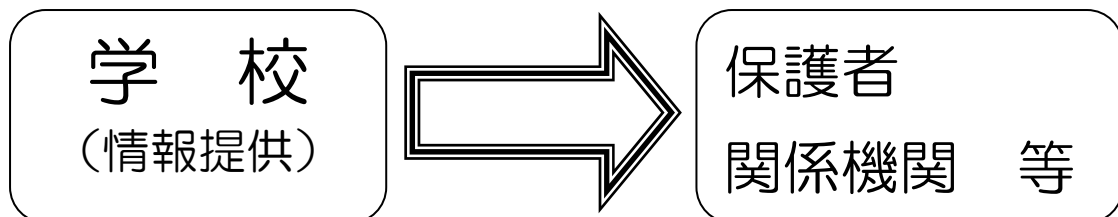
ウ 夜間・休日等の対応のイメージ図



Q	A
<p>第一次連絡調整者として学校へ参集したが、外部との通信が一切通じない場合はどのように対応すれば良いですか。</p>	<p>校内の被害状況の確認、地域防災拠点（避難所）としての準備をできるところから始めましょう。外部との連絡は通信が復旧してから行いましょう。</p>
<p>「震度6弱以上の地震を観測した場合は勤務校へ参集し学校災害対策本部を設置する」こととなっていますが、必ず参集しなければならないのですか。</p>	<p>埼玉県地域防災計画により、震度6弱以上の地震が発生した場合は、自発的に必ず勤務校へ早期に参集しなければなりません。 ただし、次のような事例が発生した場合は、直ちに参集せずその対応や安全確認を優先してください。 ①動けないような大きなケガを負った場合 ②家族に応急措置が必要な負傷者がでた場合 ③自己の住居が火災になっている、又はガス漏れ、近隣の火災等、二次災害が予想される場合 ④外出中、交通手段が遮断され、徒歩での参集さえも不可能な場合 ⑤勤務校までの経路に甚大な被害（火災、建物倒壊、土砂崩れ、堤防決壊等）があり、徒歩での参集さえも不可能な場合 ⑥命に危険が生じる場合 ⑦育児休業中・病気休暇取得中の場合等</p>

(3) 連絡体制の整備

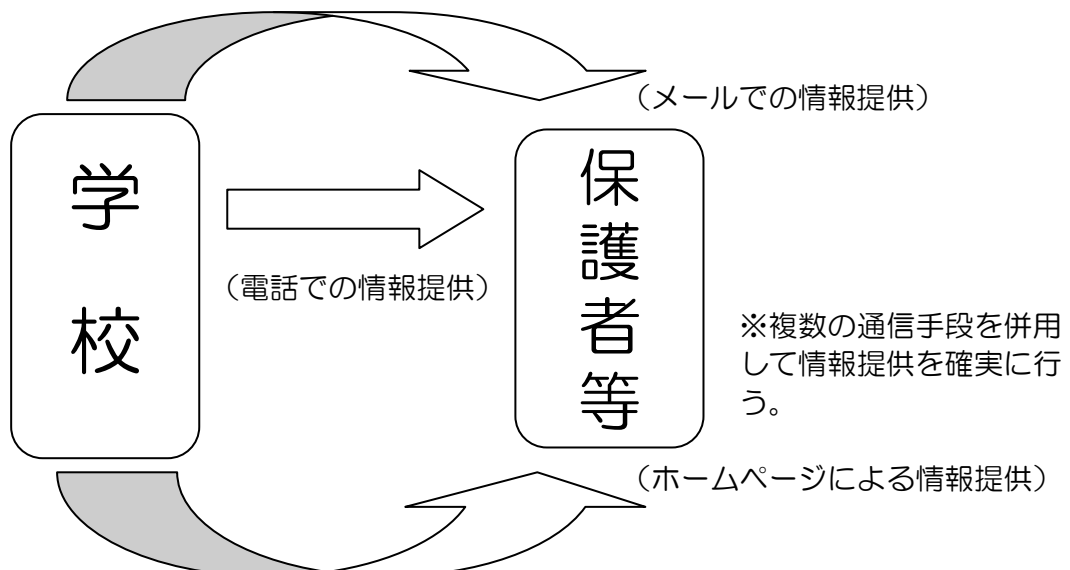
震災の発生時には、学校から児童生徒の安否情報や学校の被災状況について情報の提供が行われなければならない。ただし、通信手段の混乱が続いている場合に関しては、相互の通信にこだわらず、学校からの情報発信は確保できるようにする。



ア 学校から保護者への情報提供

学校から保護者への情報提供については、安心と信頼を得るための最大の手段であり、生徒の安全の確保にもつながる。

学校から保護者への情報提供の方法は以下のものが考えられるが、複数の手段を組み合わせ、生徒の安否情報などの提供を行うようにする。



I 下部に依頼中

① 一斉送信メール配信の構築

「緊急連絡システム」として、保護者から携帯電話やパソコンのメールアドレスの提供を受け、一斉に状況を配信できるシステムを構築する。

② 学校ホームページの充実

学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め、学校の状況等について、最新の情報提供に努める。

※ NetCommons (ネットコモンズ) を使った、一斉メール配信やホームページの整備が推奨されます。

【NetCommons(ネットコモンズ)について】

NetCommons は、国立情報学研究所で開発されたコミュニティウェアです。全ての県立学校で利用することができ、ホームページ等に活用されています。

(活用に関しての利点)

- ・ホームページの更新をワープロ感覚で容易に行うことができます。
- ・インターネットを介して校外から更新ができるので、緊急時にも対応ができます。

また、県立学校間ネットワークシステムのサーバは、災害に強いデータセンターに設置してあるため、停電の影響を受けにくくなっています。

③ 災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、より確実に連絡が取れる手段であるが、使用に際しては制約があるので確認を要する。(個人的な使用にのみ利用すること。)

○ 災害用伝言ダイヤルについて

- ・利用できる電話

個人加入電話、公衆電話、ひかり電話及び避難所等に設置されている公衆電話、携帯電話、PHS からの利用に関しては、契約している通信事業者へ確認する。

- ・提供開始の時期

震災発生時に、被災地の方の安否情報を確認する通話が増加し、被災地への通話がつながりにくくなった場合このサービスが提供される。

○通信各社が提供している災害用伝言サービス(参考)

- ・NTT 東日本「災害用伝言ダイヤル171」
- ・NTT 東日本「災害用ブロードバンド伝言板 web171」
- ・NTT ドコモ「iモード災害用伝言版」
- ・au「災害用伝言板サービス」
- ・SoftBank「災害用伝言板サービス」
- ・WILLCOM「災害用伝言板サービス」
- ・イー・モバイル「災害用伝言板サービス」

○ 体験利用日

- ・毎月1日・15日
- ・防災週間(8/30~9/5)
- ・防災とボランティア週間(1/15~1/21)
- ・正月三が日(1/1~1/3)

Q&A

Q	A
<p>家庭との安否情報の確認方法はどしたら良いですか。</p>	<p>災害発生時に、児童生徒の安否情報の確認や、各家庭との連絡を取り合う方法をあらかじめ決めておく必要がある。 携帯電話や家庭固定電話など複数の連絡方法を確認しておきましょう。</p>
<p>一斉メール配信システム構築により注意することはありますか。</p>	<p>個人情報扱うため慎重に対応しましょう。以下の点に気を付けると良いでしょう。 ・担当者を限定するなど、万全の態勢を取りましょう。 ・年度ごとのアドレス処理を行いましょう。 （学年等に分けて、年度ごとに整理しましょう。） ・必要以上の人に配信されないようにアドレスを管理しましょう。（防犯上のためです。）</p>
<p>災害伝言ダイヤル等はどう活用するのですか。</p>	<p>基本的に個人の利用に限られます。震災発生時に、児童生徒と保護者の連絡を行えるように周知を行いましょう。</p>
<p>災害時に電話は使えますか。</p>	<p>東日本大震災の際は、携帯電話よりも家庭用固定電話、家庭用固定電話よりも公衆電話の方がつながりやすかったようです。</p>

イ 教職員連絡体制の整備

緊急メールや電話連絡による連絡体制を整備する。

ウ 教職員動員計画の整備

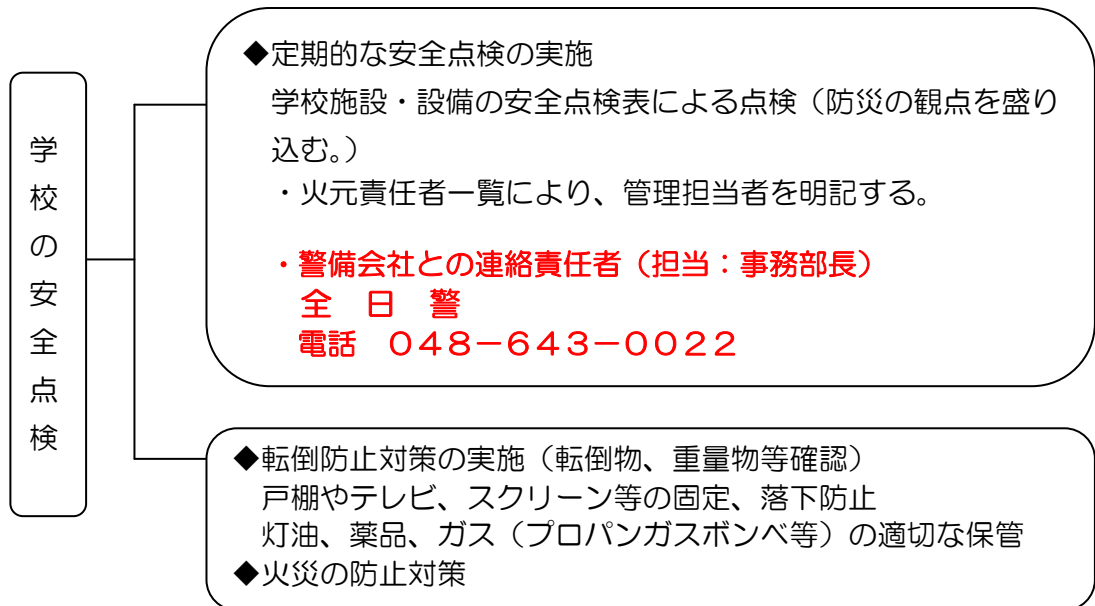
- ・居住地等を考慮して作成する。
- ・服装や持参すべきものを確認する。

3 施設設備の管理・点検

(1) 設備の安全確認と管理

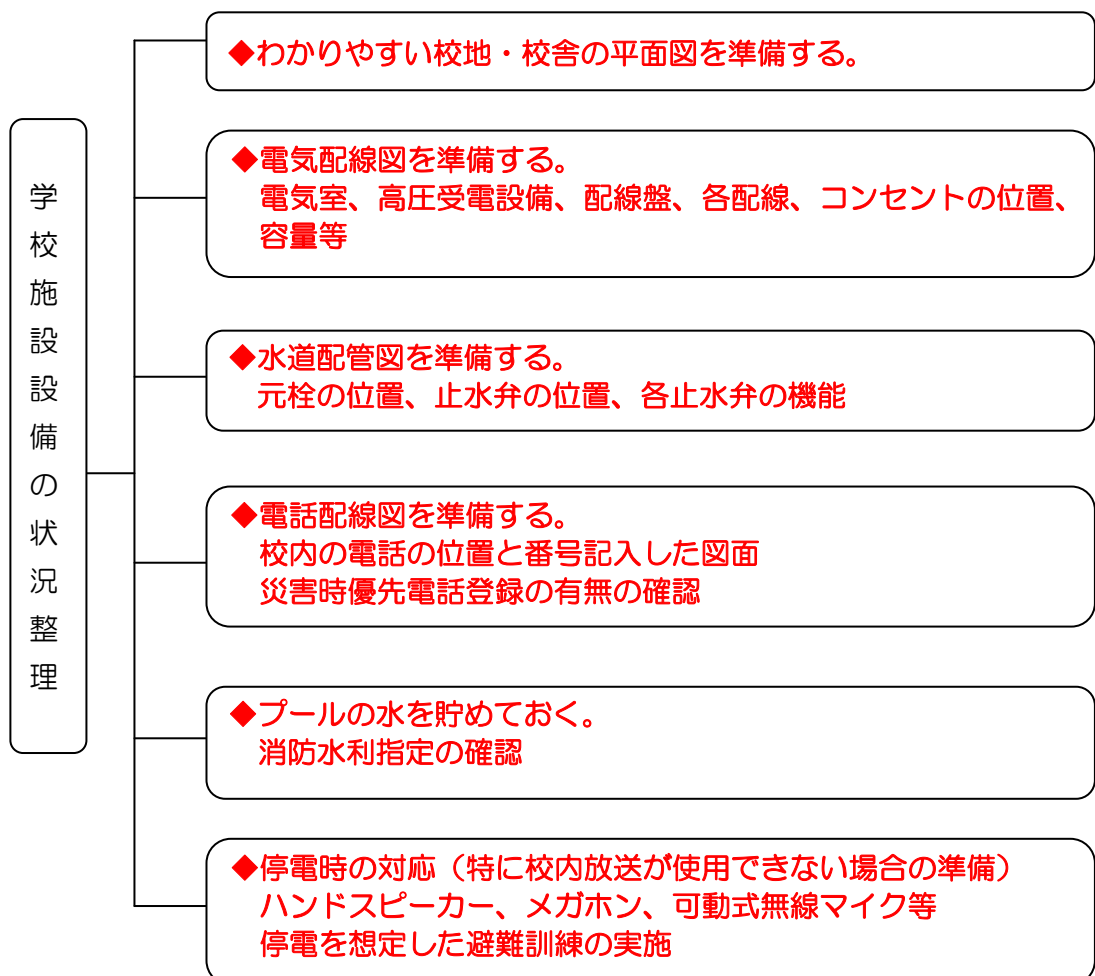
ア 安全点検の実施

通常行っている安全点検に防災の観点を盛り込む。



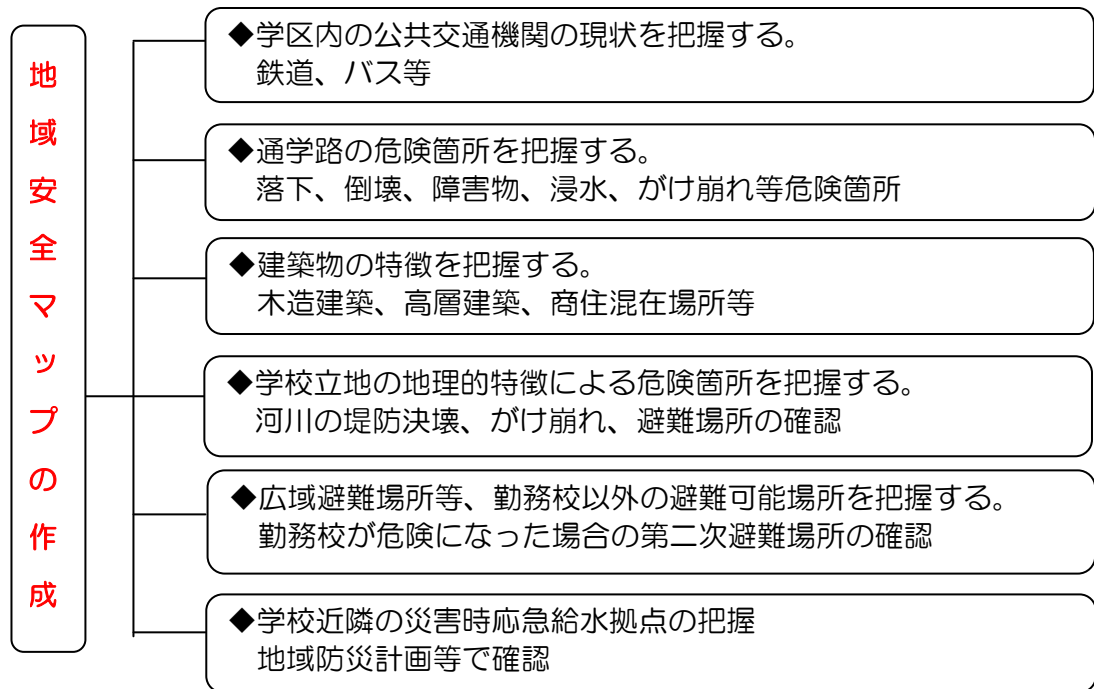
イ 施設設備の状況整理

責任者や主任だけでなく、全教職員が把握できるようにする。



ウ 地域安全マップの作成

生徒による学校周辺や通学路における危険場所を確認するとともに、自ら危険を予測する能力を育成する。教職員も把握する。

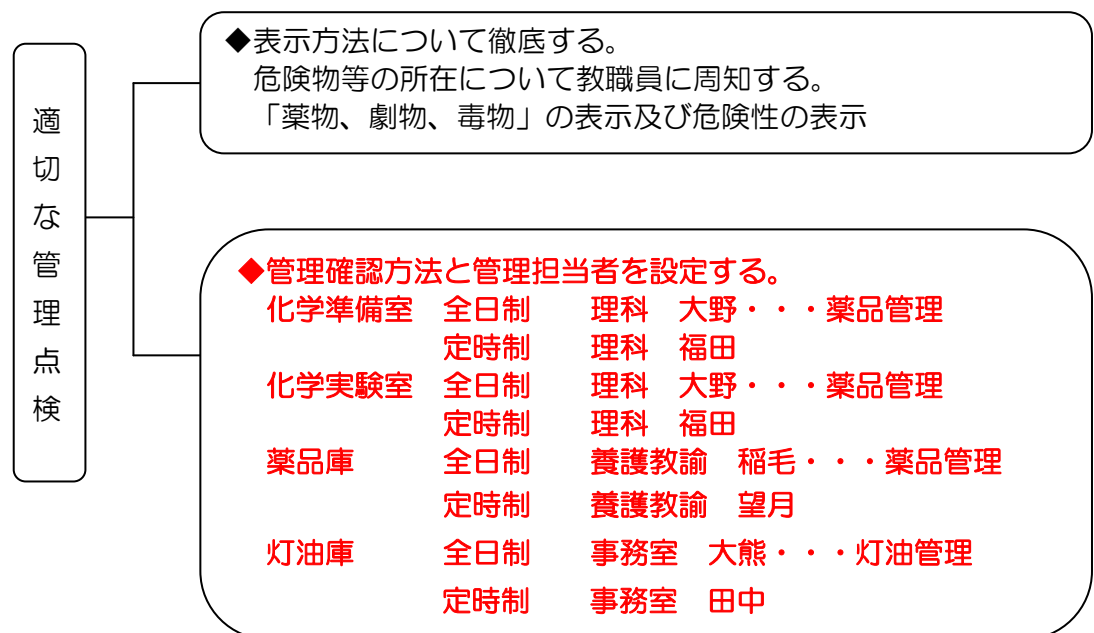


(2) 鍵の管理と責任者

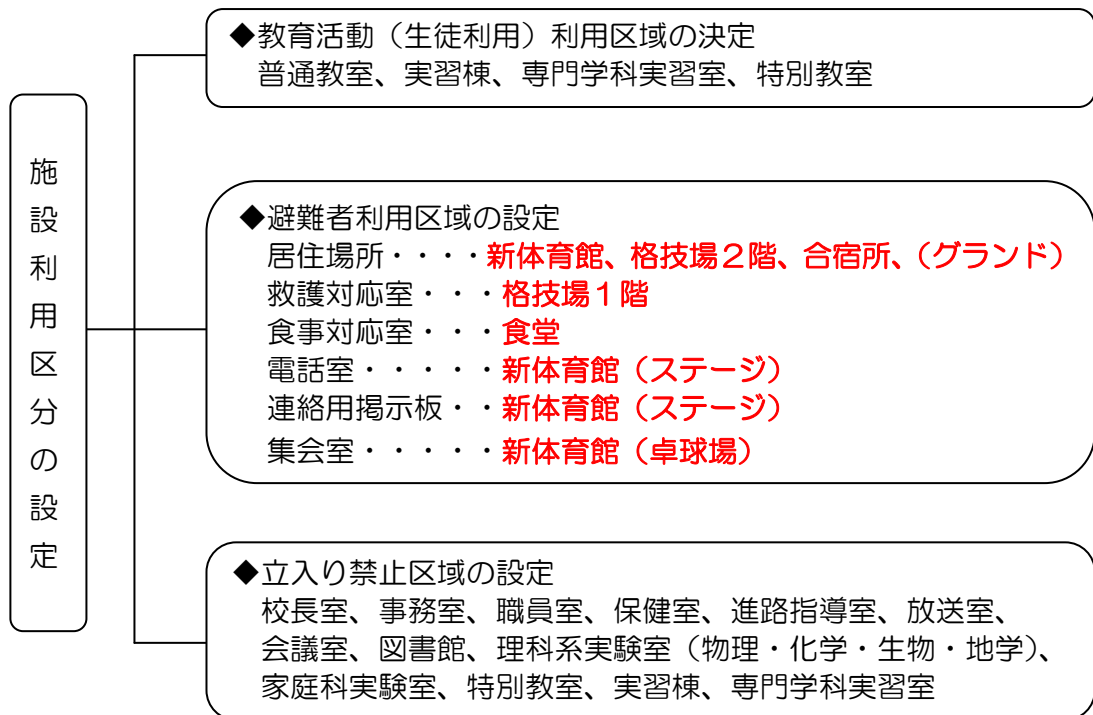
市町村と協議し徹底しておく。(参考資料2・3)

学校火元責任者が基本的に管理をする。またはキーボックスで管理をし教頭が責任者となる。

(3) 危険物・化学薬品等の管理点検



(4) 施設利用区分の確認（防災拠点校・避難所指定校）



(5) 重要書類の保管と管理

ア 日常の管理と非常時の持出し等の確認

【例】

項目	関係書類	保管場所	管理責任者	持出し者
教務関係	・指導要録他、学校教育法で定められている公簿類等	職員室耐火書庫	教務主任	教務部
学事・管理関係	・学籍に関する書類、出席簿 ・児童生徒名簿 ・児童生徒調査票 等	事務室耐火書庫	事務長	事務職員
保健関係	・健康診断票 ・歯の検査表 ・その他児童生徒の健康に関する記録 等	保健室	保健主事	保健環境部

※ 非常時に持ち出す書類を確認する。非常時には、誰がどのように持ち出すかを事前に取り決める必要がある。

※ 非常時のための持出し袋を事前準備し、備え付けておく。

※ 学校独自に、「非常時持出一覧表」作成する。

(6) 連絡（通信）用機器の管理点検

整備機器	設置場所	管理・点検担当者	備 考
災害時使用電話	事務室	事務部長	
校内放送機器	職員室	図書視聴覚部 主任	
簡易拡声装置	事務室	事務部長	ハンドマイク
トランシーバー	情報通信科 定・職員室	情報通信科 科長 定・教頭	トランシーバー



4 県市町村等関係機関との連携（連携委員会の設置）

市町村から避難所として指定された学校においては、年度当初に市町村防災担当課と連携を図り、連携委員会を設置する。

- ・各県立学校と市町村等関係機関とで設置する。
各県立学校、市町村防災担当課、市町村教育委員会、避難所指定地域住民代表（学校医、保健所等）
- ・連携委員会設置に際し、各県立学校、市町村防災担当課、市町村教育委員会、避難所指定地域住民代表等との間で、連絡先を確認し、災害発生時には連携を図れるようにすること。また、災害時の県立学校施設使用に関して、「災害時における県立学校の使用に関する覚書」を交わすこと。

Q&A

Q	A
災害発生時に連絡を取る学校内の防災担当者は、1名で良いですか。	災害の状況を想定して、複数名の担当者を決めることが望ましいでしょう。
連絡を受けた学校内の防災担当者は何を行うのですか。	災害発生に際し、関係機関との連絡調整を行い、市町村の地域防災計画に基づき、学校が避難所として開設される際の対応を行います。

- ・計画的に会議を開催する。
市町村防災担当課と年度当初に連携会議を開催し、学校と市町村の連携を確認しておく。

川口市防災担当課・・・048-258-1190

川口市教育委員会・・・川口市青木2丁目1番1号
電話：048-258-1110

避難所指定地域住民代表・・・()
()
()

学校医

職名	氏名	専門	電話番号
学校医	谷崎浩一	耳鼻科	048-252-3656
//	桜井宣由	眼科	048-256-0003
//	沢近実	内科	048-261-8649
学校歯科医	上田幾大	歯科	048-269-1480
学校薬剤師	山岸勉	薬剤師	048-222-7500
健康管理医	益子泰雅	整形外科	048-264-5505

川口保健所・・・川口市前川1丁目11番1号
048-262-61111



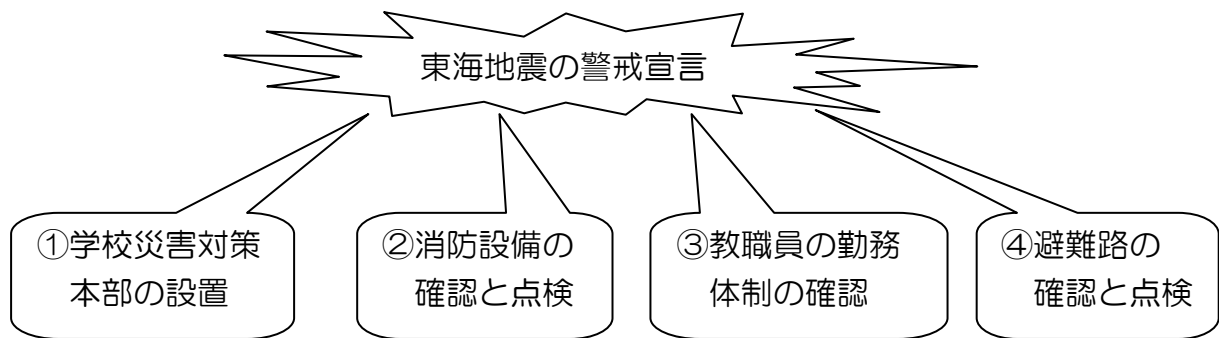
Q&A

Q	A
防災拠点校も「災害時における県立学校の使用に関する覚書」を市町村と交わすのですか。	【参考資料2】を参照してください。学校の状況等により内容を変え、市町村との間で交わしましょう。

5 地震予知発令時の対応

東海地震の警戒宣言発令に伴う対応

(1) 緊急時校内体制の確認



ア 警戒宣言が発令されたときは、校長は、直ちに対策本部を中心に、関係機関と連携を図り、情報を収集し、教職員に周知する。

イ 教職員は、生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。
この際、生徒等に不安や動揺を与えないように配慮する。

ウ 地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。防火用水、消火器等について点検する。

エ 農業高等学校等においては、家畜が逃走しないように措置する。

(2) 児童生徒への指導

災害発生時の対応に従って行動するよう指導する。

Q&A

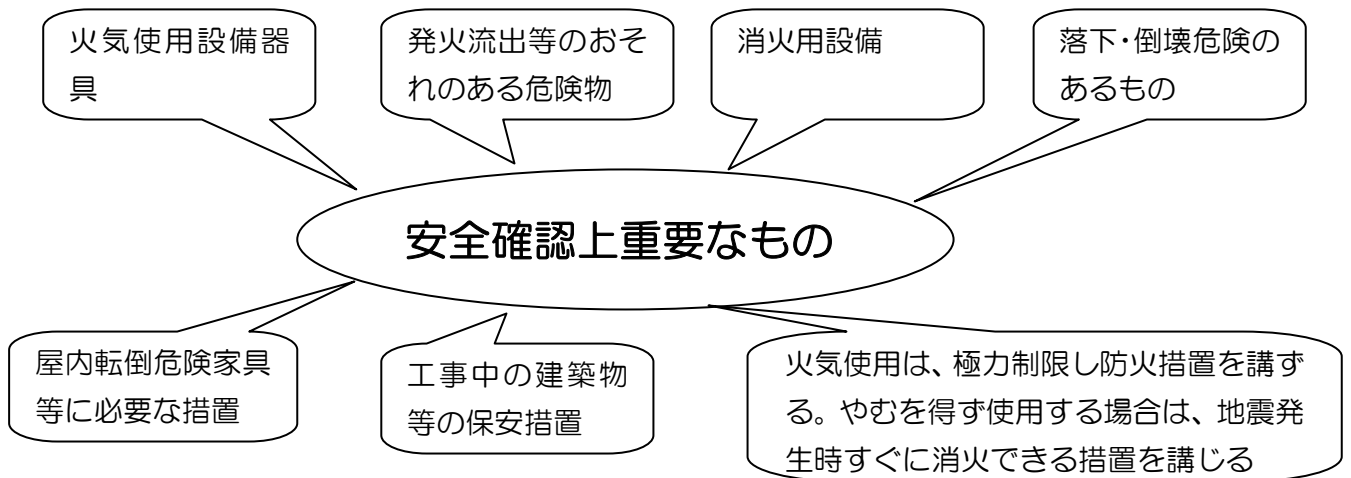
Q	A
登校前に警戒宣言が発令された場合は、どのように対応したらいいですか。	登校しないようにあらかじめ保護者及び児童生徒等に知らせておきましょう。
在校時に発令された場合には、授業等の対応をどのようにすべきですか。	全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切りましょう。
警戒解除宣言が出されるまで、学校は休業となるのですか。	休業となります。
児童生徒の保護については、どのようにしたらいいですか。	<p>【高等学校】 名簿により児童生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させるようにしましょう。</p> <p>【特別支援学校】 ア スクールバスで通学している児童生徒 ① 緊急連絡網により、各通学区ごとに、保護者に帰宅時刻及び引取りの場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引き渡しましょう。 ② スクールバスの運行に当たっては、その状況に応じて、学校職員が添乗するなどして、</p>

	<p>児童生徒を保護者に安全かつ速やかに引き渡せるよう連絡及び引渡しの方法を工夫しましょう。</p> <p>イ スクールバス以外で通学している児童生徒 徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用しあるいは介添により通学している児童生徒については、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡しましょう。</p> <p>ウ 寄宿舍に入舎している児童生徒 学校から寄宿舍に帰し、寄宿舍内で保護し、緊急連絡網等により保護者に連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡しましょう。</p>
--	--

(3) 教職員への指示

災害発生時の対応に従って対応するよう指示する。
災害発生時を想定し、校内の安全確認を行う。

ア 安全確認を行う上で重要なもの



6 避難所としての整備

(1) 開放箇所と収容人員の確認

災害の発生後、市町村防災担当課担当者から、学校防災担当者へ地域避難者（帰宅困難者等）を収容する要請（避難所開設要請）が入る。避難所を開設する一方で、避難者収容施設以外の場所での教育活動再開を計画しなければならない。そのために、あらかじめ以下の項目に注意しながら、学校開放に向けた計画を立てておく。

(計画の留意点)

- ・学校教育活動の再開が原則である。
- ・避難者は地域住民と、帰宅困難者が想定されるため、市町村担当者と調整する。

川口市担当者・・・048-258-1190

- ・学校の生徒についても、帰宅困難になることが予測される場合、受け入れる避難者よりも優先して人数の想定を行っておく。

生徒避難場所・・・地域住民及び帰宅困難者と同じ場所にするかHR教室を使用する。

- ・地域住民及び帰宅困難者の収容について、学校として収容できる場所と概ね収容できる人数を明らかにしておく。

一人当たりの専有面積を4m²として計算

場所	施設名	面積	収容人数
居住場所	新体育館	1080m ²	270
//	格技場 2 階	315m ²	78
//	合宿所	198.2m ²	50
救護対応室	格技場 1 階	
食事対応室	食堂	
集会室	新体育館 ステージ	
			合計 398 名

- ・収容できる場所について、収容人数に合わせ開放箇所を決定し、開放する優先順位を定めておく。

- 1 合宿所
- 2 新体育館
- 3 格技場

- ・学校近隣の避難所として想定される施設管理者と、避難者の受入れについて、事前に調整しておく。

- ・死体安置所

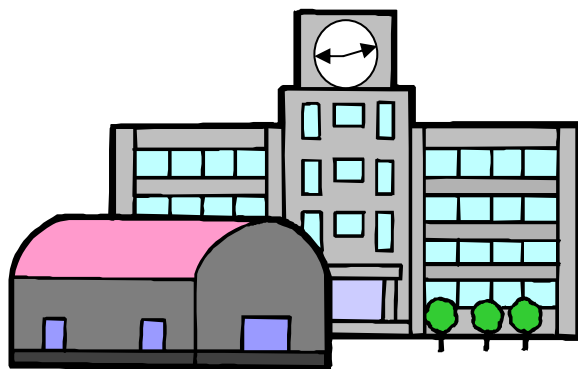
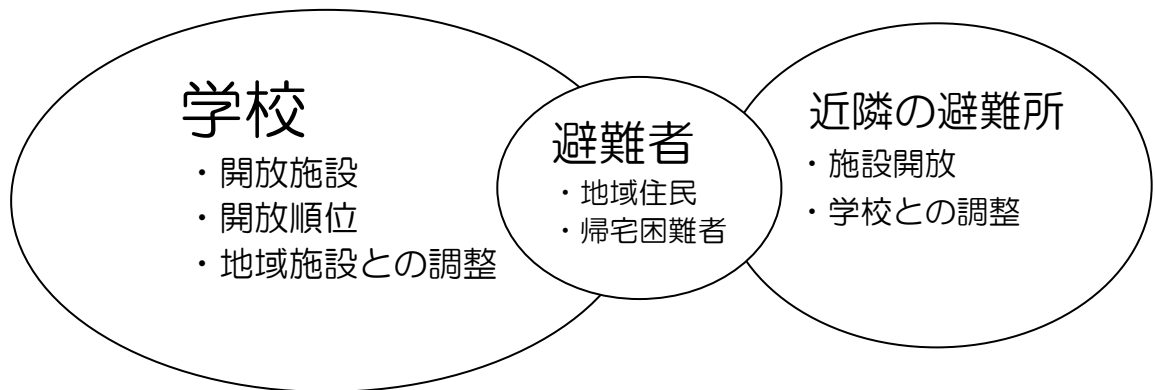
旧体育館 面積 715.8m²

(2) 備蓄品の管理点検

防災拠点校（県立学校 38 校）及び防災備蓄品を備えている学校は、備蓄品を配備した担当課所や、市町村防災担当課の指定する様式に従って、定期的に管理点検を行わなければならない。また、定期的な点検以外において、備蓄品の毀損等が発見された場合は、速やかに報告を行う。

(3) 備蓄品一覧

No.	品名	個数	No.	品名	個数
1	毛布	1,000	8	ローソク	500
2	肌着（男）L	160	9	アルファ米(食)	4,800
3	肌着（男）M	240	10	乾燥がゆ(食)	2,000
4	肌着（女）L	160	11	乾パン(食)	3,200
5	肌着（女）M	240	12		
6	肌着（子供）	200	13		
7	タオル	1,000	14		



KOBATON